

募集

市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 住宅課 ☎73-3045

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

対象者
次の条件を全て満たす人
・市内に住所または勤務場所を有する人
・同居の親族または同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）
※一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。詳しくは住宅課までお問い合わせください。

・現に住宅に困窮している人
・市町村税などを滞納していない人
・世帯の月額所得が基準の範囲内であること
・申込者または同居親族が暴力団員でないこと

入居予定時期 11月中旬以降

必要書類
・申込書および申立書など（住宅課、各支所にあります）
・入居予定者全員の住民票
・所得証明書および完納証明書（学生を除く15歳以上の人）

提出先 住宅課

受付期間
10月1日（月）～15日（月）
午前8時30分～午後5時
※土日、祝日を除く



団地名（所在）	棟号室	間取り（構造）	建設年度	使用料
				※入居する人の所得に応じて決定
勝間団地 （高瀬町下勝間）	74	3K 簡易耐火2階建 汲取りトイレ	昭和54年度	11,800円～23,300円
定住促進住宅 高瀬中央 （高瀬町比地中） ※エレベーター無し	1-402	3DK 中層耐火5階建 水洗トイレ （4階）	平成10年度	14,000円～22,000円
	1-404			
	2-404			
	2-405			
	2-406	3DK 中層耐火5階建 水洗トイレ （5階）	平成10年度	12,000円～20,000円
	2-503			
2-504				
2-505				
2-506				
前田団地 （高瀬町比地中）	A-201	3LDK 中層耐火3階建 水洗トイレ	平成12年度	22,500円～44,200円
宮尾団地 （財田町財田中）	107	3LDK 耐火2階建 水洗トイレ	平成4年度	20,400円～40,000円

※定住促進住宅高瀬中央については、市外の人でも申し込み可能です。

募集

介護予防ボランティア養成講座参加者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 地域包括支援センター（介護保険課内）☎73-3017

介護予防の知識の普及や高齢者への声かけ・見守り活動などのボランティア活動に取り組むための講座です。

日時・内容
●10月29日（月）
午前9時～午後3時20分
・市の高齢者に関する現状
・ボランティア活動紹介
・衛生面について
・お手玉でレクリエーション

●10月30日（火）
午前9時～午後3時
・認知症の理解
・みとよ元気体操
・口腔衛生について
・高齢者の食と栄養
・車いす体験
・社会福祉協議会の活動について
※昼食は各自準備してください。
※介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の住民主体による支援（サービスB）を行う人はこの講座の受講が必要です。

場所 みとよ未来創造館

対象 市内在住で、両日とも参加できる人

定員 40人 ※定員になり次第、受付を終了します。

申し込み期間
10月1日（月）～19日（金）
午前8時30分～午後5時15分
※土日、祝日を除く

講座を修了した人は、「受講修了証」が交付され、介護予防サポーターとして認められます。



くらし

浄化槽などのお知らせ

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、家庭からの生活雑排水や水洗便所排水を処理し、きれいな水を河川や水路に放流するための施設です。各家庭に設置されている浄化槽の機能を正常に維持するために、定期的な保守点検・清掃・法定検査の受検が欠かせません。

市では「水と緑の美しいまちづくり事業」として、合併処理浄化槽を対象に、浄化槽法で義務付けられている次の3項目に係る経費の一部を助成しています。

①保守点検
浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、清掃の時期の判定や消毒剤の補充を行います。4カ月に1回以上受けましょう。

②清掃
浄化槽内の汚泥などの引き出しや装置の洗浄を1年に1回以上行う必要があります。

③法定検査
浄化槽の処理水の水质を検査し、機能が正常かどうかを確認します。設置後3カ月を経過してから5カ月以内に受ける法第7条検査と、その後1年に1回受ける法第11条検査があります。検査は、香川県知事指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会が行います。

合併処理浄化槽維持管理費補助金
対象者 市内に設置されている専用住宅の合併処理浄化槽（20人槽以下）に対して、適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を同一年度に実施した人

補助金額 30,000円（限度額）
必要書類
・補助金交付申請書（環境衛生課、各支所にあります）
・保守点検、清掃および11条法定検査の領収書
・11条法定検査結果書の写し（「不適正」でないもの）

提出先 環境衛生課、各支所

注意事項
平成29年4月1日から平成30年3月31日までに実施した人は、平成31年3月31日までに申請してください。

集落排水施設の世帯人数の変更はありませんか
集落排水施設の月額使用料は、基本使用料と世帯人数により定められています。

世帯人数に変更があった場合は、使用人員変更届の提出が必要です。印鑑を持って、環境衛生課、各支所で手続きしてください。

なお、集落排水施設は、高瀬町（上高瀬第一地区）、三野町（大見地区）、詫間町（大浜、湯・満、上新田地区）、仁尾町（北草木地区）です。